【公開用】

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和4年度 第2回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事務局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和4年11月16日(水)
開催時間	午後2時~4時
開催場所	障がい福祉センターあしすと 研修室3
出席者	別紙委員名簿のとおり
欠 席 者	別紙委員名簿のとおり
会議次第	 1 開会あいさつ 2 議事 (1) 情報の取得に係る合理的配慮について
資 料	1 第2回権利擁護部会 次第 2 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案概要【資料1】 3 情報の取得に係る合理的配慮について【資料2】 4 合理的配慮等に関するアンケートのお願い【資料3】
その他	公開状況:公開 傍聴:0人

様式第2号(第3条関係)

(協議経過)

●進行:小田切事務局員

1 開会あいさつ

○早崎委員

9月9日に第1回権利擁護部会を成年後見制度というテーマで行った。皆様からのご意見はとても勉強になった。第2回のテーマは合理的配慮ということで、改めて皆様と共有していきたい。

昨年、障害者差別解消法が一部改正され、 企業などの努力義務だった合理的配慮の提供 が義務化される。また、今年度に入り、障害 者情報アクセシビリティ・コミュニケーショ ン施策推進法ができ、東京都手話言語条例も 制定された。このような変化があるので、合 理的配慮含め様々なことについて考え、生き やすい社会、地域共生社会に向けて、皆様か らご意見をいただきたいと思う。

また、2020東京オリンピック・パラリンピックが盛り上がったが、2025年にはデフリンピックが東京都で開かれることになっている。このようなことを考えるきっかけにして、有意義な時間にできればと思う。

●進行:山本部会長

2 議事

○山本部会長

前回は成年後見制度についてということで、 皆様からご意見いただいた。私は成年後見制 度の推進という立場の仕事をしているので、 いただいた意見を今後の業務に生かしていけ るようにしている。

本日は前回とはちがうテーマとなり、前半は情報の取得に係る合理的配慮についてということで、今年の5月に施行された法案をベースに皆様からご意見をいただきたい。後半は合理的配慮等に関するアンケートのお願いについてということで、主旨についてご説明いただいて、アンケートにご協力いただくということになっている。

(1) 情報の取得に係る合理的配慮について

ア 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要 イ 区の合理的配慮

○小田切事務局員

はじめに、本法が制定に至った経緯について説明する。これまでも障害者基本法において、情報の利用におけるバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の

充実などといった方向性が示されており、これらに基づいて自治体において各施策が講じられている。より一層の施策の推進が求められていることから、障がい者の情報アクセシビリティやコミュニケーションに焦点を当てた新たな法律として令和4年5月25日に公布され、同日施行された。

この法律で一番ポイントとなるところは、 基本理念3条の①障害の種類、程度に応じた 手段を選択できるようにするという点。

そこで、これまで区が進めてきた合理的配 慮について、資料2を用いてご紹介する。

初めに、視覚障がい者に向けた合理的配慮について、点字サービスを行っている。これは、点字を希望する視覚障がい者に対して、足立区からの通知とわかるよう封筒に点字で「あだちく」と書かれたシールを貼り付けて送付している。実績として希望される方は少ないが、一定程度いらっしゃるので現在も継続している。

次に、カラーユニバーサルデザインの啓発 ということで、足立区カラーユニバーサルデ ザインガイドラインに則った印刷物等の作成、 職員による印刷物配色チェックに必要な知識 や技術を修得するための研修の実施をしてい る。このガイドラインの目的は、情報が全て の人に正確に伝わるように、色弱者や色盲者 の特徴を学びながら、その方たちの視点に立 ったデザインを作っていくということ。また、 職員が作成する機会の多いチラシやパンフレ ットは、ユニバーサルデザインに配慮した印 刷物ガイドラインがあり、これに則って作成 している。また、スマホアプリでチラシなど を写すと、色弱者や色盲者の色の見え方をシ ミュレーションすることができる。色の組み 合わせによって見づらさがあり、それをシミ ュレーションできるので、これらを使って印 刷物を作っている。

次に、音声コードを印字した封筒について、配布した黄色い封筒は、左下に音声コードを印字しており、その音声コードをスマホの専用アプリで読み取ることで、音声により情報を提供するというもの。障がい福祉課では各援護係からの通知はすべてこの封筒で送付している。

最後に投票支援カードについて、配布した 投票支援カードは選挙の時に使用する。障が いの特性は様々であるため、口頭では伝えら れないことなどを投票支援カードに記入し、 提示することでスムーズに投票をすることが できる。投票支援カードについては、視覚障がい者に限らず、幅広い障がい特性に対応するものとなっている。以上の4点が視覚障がい者に向けた合理的配慮となる。

続いて、聴覚障がい者に向けた合理的配慮について、初めに、手話相談員を配置している。本庁舎障がい福祉課窓口に、月曜日9時~12時、木曜日13時~16時、障がい福祉センターあしすとの窓口には、水曜日13時~17時に配置している。相談内容は主に書類の書き方や問い合わせの電話通訳などである。1日約4~6件の利用がある。

次に、遠隔手話通訳サービスについて、図示のとおり、タブレット端末を活用してテレビ電話で手話通訳を行うサービスとなっている。事前予約は必要なく、手話相談員が配置されていない日でもテレビ電話を通じて手話通訳を行うことができる。このタブレット端末は障がい福祉課の本庁舎と出先援護係に各1台、足立福祉事務所に1台設置されている。また、窓口である課税課、納税課、戸籍住民課、高齢医療年金課、国民健康保険課、学務課、総合案内にも設置されている。

最後に、対話支援機器「comuoon(コミューン)」の導入について、これは声の解像度を向上させ、聞き取りやすいクリアな音声に変換する機能を備えたスピーカーで、今年度、難聴者への配慮として導入した。聞き取りづらい高い周波の音に音圧をかけて、聞き取りやすいクリアな音声に変換する機器となっている。写真のとおり、丸い形状が音の拡散を防ぎ、声をまっすぐ届けるという機能も併せ持っている。難聴者からはとても聞き取りやすいと好評をいただいている。【資料1・2】

○山本部会長

この障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の「アクセシビリティ」について調べたところ、近づきやすさ、移動のしやすさ、便利であることなどの意味がある。基本理念3条に②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく付款を関係できるようにする、③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点においる。足障がい者と聴覚障がいると書かれている。足障がい者と聴覚障がいるに、主に視覚ない者と聴覚障がいるにからに、ろいろなり、となどでは今ご説明がいる。知りによりにある。知りによりによりにない。

○佐藤委員

ご説明いただいた区の合理的配慮の取組み について、今回の法律施行を受けて行ってい るものか。

また、東京都の手をつなぐ育成会で他自治体の取組みについて話を聞くことがある。選挙での合理的配慮については話題となっており、他自治体の親御さんはいろいろと取り組んでいる。足立区手をつなぐ親の会としてはまだ取り組んでいないので、今後、選挙管理委員会と連携して、障がい者への配慮などについてお互いに分かり合うような機会がつくれると良いと思った。

○小田切事務局員

今回ご説明したものは、従来から取り組んでいたものである。コミュニケーションツールに頼った対応になっているので、ハード面だけでは行き届かない場面もあると思うので教えていただきたい。

○早崎委員

説明があったとおり、ご紹介したコミュニケーションツールのほとんどは従来から取り組んでいるもので、対話支援機器「comuoon(コミューン)」のみ今年度から導入した。逆に言えば、区として意思疎通支援は以前から重視していたこと。今回この法案が施行されたということで、より一層推進して参りたい。

また、2つ目の質問について、選挙管理委員会にも障がい者の困りごとを受け止めていただいて、できるだけ投票しやすい環境づくりに努めて参りたい。

○小川事務局員

障がい福祉課に配置している手話相談員とは別に、区役所全体の手話通訳の方がいる。中部援護係は本庁舎内にあるので、障がいる福祉課に手話相談員がいない日でもこちらにない。したできる。しかと表表というとがあるので、スを追した。また、変には、視覚障がいたがあるので、スを当立とない。と我々は感じており、とうとない。とれる方は、というような形に見えていたのようなことではない。

また、選挙の場面について、投票支援カー ドが約2年前にできた。私も選挙事務に従事 しているが、もちろん知的障がいの方もいら っしゃる。ご自身でできる方もいらっしゃる し、ご家族といらっしゃる方もいる。数年前 までは後見人のついた方は投票できなかった が、今は投票できるようになっている。知的 障がいの方も投票する権利を持っている。そ のため、投票所でどの人に投票するか選んで いただければ、職員が複数人体制で代筆など の対応をすることができる。しかし、選ぶこ とができない方は現実的に難しい。そのあた りが佐藤委員のおっしゃっていた、選挙管理 委員会とコミュニケーションをとってできる ことなのかということだと思う。これは足立 区だけの問題ではなく、全体の問題であり、 今後の課題である思う。

今回の法律施行は、障がい者ご本人の意思 決定が根本にあると思う。自分で決めるため には情報をしっかり取らなければ判断ができ ない。このような意味では、視覚障がいや聴 覚障がいの方だけでなく、知的障がいや精神 障がいの方へ支援者がどのようにして情報を 伝えられるかということが大きな課題である と思う。このことについては、本日後段の議 事でも話が出てくるので、そのあたりも含め て我々が考えていかなければいけないことだ と思っている。

○片山委員

私の近所に47~48歳の知的障がいの方がいる。電気代10か月分とスマホ料金を滞納して、使用停止されてしまい大騒ぎになった。督促がきていたが、本人にはそれが重要なものだという認識がありません。視覚障がいや聴覚障がいの方は点字や音声で理解できるかと思うが、知的障がいの方は字が読めたとしてもそれが大事なものかどうかの認識が難しい。本人がしっかり認識できるような伝え方が課題だと思った。

○山本部会長

保護者などと住んでいれば手続きが漏れることはないと思うが、一人暮らしをしている程度の軽い知的障がいの方で、郵便物の中身を十分に理解できず起こってしまったとのこと。権利擁護センターでも地域福祉権利擁護事業の中で日常的な支援をすることができる。ここにつながる前の段階で何か合理的配慮ができれば、一人で暮らしていても手続きが漏れることはないと思った。

○早崎委員

片山委員からいただいた意見の方は、ちょうど地域の狭間にいる方で課題となっている。 今回は片山委員が情報をキャッチして対応していただいた。障害福祉サービスや生活保護など行政が関与していると手をさしのべやすいが、何かしら障がいを抱えながらお一人でがんばって生活されている方もいる。国間でありでとをできるように、大事に至るとができるように、大事に至ると対できるように対認している。地域の方々と連携しながら進めていきたいと思う。

○成田委員

精神障がいの方の中には、意思疎通の苦手な方、お話してくれるけど早口な方、取り留めのない話題を繰り返して何を伝えたいのかわからない方などがいる。普段から何を言いたいのか注意して聞いていると、だんだん伝えたいことがわかるようになってくる。その人の特性を理解することで、意思や困りごとなどを理解することができる。時間がかかるということをご理解いただければと思う。

○山﨑委員

成田委員がおっしゃっていたように、理解するためには時間がかかると思う。頻繁に窓口にいらっしゃる方もいるが、慣れてくると理解できるかと思うので、面倒くさがらずに聞いてもらえればと思う。

また、片山委員のお話にあったように、電気などの支払いが滞っている時は、訪問など対面でお話していただきたい。止まってからでは命にかかわるので、止まる前に伝えていただきたいと思う。

○早崎委員

援護職員や保健師は日々傾聴を意識して対応している。改めて周知していきたい。

また、コロナ禍において電気代などを滞納している場合、使用停止するまでの期間を長めにとっていると聞いている。この期間に訪問するなどしてご本人に直接お知らせするということはとても大事だと思う。ご意見を参考にさせていただき、くらしとしごとの相談センターや電力会社などに情報提供していきたい。

○山本部会長

片山委員が発見してつなげてくださったというようなことが地域のいろいろなところであれば良いが、網の目のように全ての方を支援するということは難しい状況。その中で、早崎委員がおっしゃったように、行政から事業者へ向けて合理的配慮などについて働きかけていただくということは、有効な手段の一つであると思う

また、窓口の方なども忙しいとは思うが、 うまく伝えられない方に対して、話しを整理 しながら時間をかけて主旨を引き出していた だくという対応も障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の対応の 一つになると思う。

(2) 合理的配慮等に関するアンケートのお願いについて

○障がい福祉センター 和田係長

私は足立区地域自立支援協議会の本会議の 事務局を担当している。今年度の本会議は2 回を予定しており、次の本会議は令和5年2 月の予定。その本会議では小澤会長をはじめ、 権利擁護部会の山本部会長や各部会の本会議 に出席される委員の皆様が一堂に会して、部 会の報告や部会を横断する全体的な協議を行 う。その会議に向けて、権利擁護部会の皆様 からアンケート形式で情報やご意見をいただ きたく、その説明のためお時間をいただいた。

はじめに、権利擁護部会の障害者差別解消 支援地域協議会としての役割について、足立 区では、権利擁護部会が障害者総合支援法に 基づく地域自立支援協議会と、障害者差別解 消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会 を兼ねている。必ずしも障害者差別解消支援 地域協議会と、障害者総合支援法の地域自立 支援協議会と兼ねる必要はなく、障害者差別 解消支援地域協議会のみの会議体という組織 形態もある。内閣府の資料によると、6~7 割の市町村が地域自立支援協議会と兼ねてお り、足立区もこの形となっている。足立区の 権利擁護部会は差別解消のみではなく、成年 後見制度や虐待防止、権利擁護の推進など、 より広いテーマを扱っているので、「兼ねる」 というよりも「含んでいる」という言い方が 合っているように思う。

障害者差別解消法は、不当な差別取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について規定するもの。支援措置の一つとして地域における連携があり、地域協議会が位置付けられている。 障害者差別解消支援地域協議会とは、地域に おける様々な関係機関が、障がい者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障がい者差別のための取組みを効果的かつ円滑に行うために組織される。障がい者の差別解消などのために必要な情報の交換、障がい者からの相談や相談事例を踏まえた障がい者差別解消の取組みに関する協議を行う。今後、この役割について期待が一層大きくなり役割が増すと言われている。

続いて、改正障害者差別解消法の施行に向 けて、合理的配慮の提供義務化と理解の促進 について説明する。協議会の役割が増すその 背景として、改正障害者差別解消法の施行が ある。改正期日は公布の日令和3年6月4日 から起算して3年を超えない範囲内において 政令で定める日から施行されるとされている。 施行は遅くとも令和6年6月までとなる。こ の改正により、事業者による合理的な配慮の 提供が義務化される。また、国及び地方公共 団体が障がいを理由とする差別に関する相談 に対応する人材を育成し、これを確保する責 務が明確化される。国、都道府県、区市町村 それぞれのレベルで相談体制や人材の育成、 確保についての取組みが必要となり、都道府 県や区市町村は差別に関する情報・事例等の 収集、整理、提供に努めるものとされる。

次に、配布資料を説明する。これは、国、 都、足立区におけるこれまでの障害者差別解 消等に関する法・条例を施行日で並べたもの である。障害者差別解消法は平成28年4月 1日施行され、民間事業者の合理的配慮の提 供は努力義務とされた。また、障害者雇用促 進法では、雇用事業者は合理的配慮の提供を しなければならない、義務とされている。平 成28年5月6日には、区は、足立区におけ る障がいを理由とする差別の解消の推進に関 する職員対応要領を定めた。そして、東京都 が平成30年10月1日に東京都障害者への 理解促進及び差別解消の推進に関する条例を 定めた。この時点で東京都は行政機関、民間 事業者ともに合理的配慮の提供をしなければ ならないと定めている。平成31年には足立 区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条 例、そして令和4年には障害者情報アクセシ ビリティ・コミュニケーション施策推進法、 東京都手話言語条例が制定された。そして障 害者差別解消法の今般の改正が公布日から起 算して3年を超えない範囲において施行予定 となっている。

内閣府は今年4月、障がい者の差別解消に 向けた理解促進ポータルサイトをホームペー ジ上に開設している。このポータルサイトは、 合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いなど について一層理解いただくことを目的に開設 された。このポータルサイトには合理的配慮 の事例動画も載っているので、ご視聴いただ きたいと思う。

一動画視聴一

合理的配慮そのほかの例として、「意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う」、「段差がある場合に、スロープなどを使って補助する」、「代筆してほしいと伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障がい者の意思を十分に確認しながら代筆する」などの事例が出ている。また、ご視聴いただいた動画のほかにも障がい種別ごとに2事例ずつ動画があるので、理解促進や啓発などにこのポータルサイトを活用していけたらと思っている。

ご視聴いただいた合理的配慮の事例のよう に、合理的配慮は本人などの申し出からスタ ートし、建設的な対話と調整により行う。合 理的配慮の提供に関する相談と決定のプロセ スについてまとめた。留意事項について、そ れぞれの過程で相談や対話がしっかり進めら れるために必要な対応や課題について資料に 記載した。まず、本人や家族、関係者からの 申し出というプロセスがある。ここでは、申 し出窓口がわかりやすいか・申し出しやすい か、本人のみで申し出が難しい場合のサポー トなどの課題がある。次に建設的な対話と調 整というプロセスがある。希望する合理的配 慮は実現可能かどうか調整していく。過重な 負担で実現が難しい場合は代替策を検討し、 実現できない理由も説明する。また、ここで も本人のみで対話が難しい場合のサポートに ついて課題がある。そして双方の合意により 合理的配慮の内容を決定するという次のプロ セスに進む。ここでは双方の納得ができなか った場合の相談体制についてが課題である。 その上で、配慮の実施があり、繰り返しにな るものについては見直しが必要になる。

こうした合理的配慮の提供に関する相談と 決定プロセスについて理想とすることは、双 方の建設的な対話により合意にたどり着くこ と。しかし、本人や家族のみで意思表明やや り取りが難しい場合もある。そもそも、事業 者や行政機関という組織に対して個人でやり 取りすることが難しい場面も想定される。足 立区という地域でどういうことが課題となっ ているか把握し、地域協議会や地域のネット ワークとして解決できないか考え取り組むこ とで、差別解消、合理的配慮への理解や権利 の促進に結び付けていくことが権利擁護部会 に期待されている。

次に、最近の各部会の協議から、差別解消、 合理的配慮等に関する意見をご紹介する。一 つ目は令和3年度第2回の精神医療部会での 協議である。住まいの確保に関して、いろい ろな面で障がいが理解されず、不動産業者で お部屋の紹介をしてもらえなかったというお 話があった。その状況に対して、不動産業者 などへ合理的配慮の提供義務についての受け 止めを確認してはどうかとの意見があった。 この事例は合理的配慮というよりも不当な差 別という事例でもあるが、いずれにしても理 解が進むような取り組みが必要。この件に関 して精神医療部会では、足立区の住宅・居住 支援施策として、令和2年12月に足立区住 居支援協議会の設立されたことや、令和3年 度からのあだちお部屋さがしサポート事業に ついてが情報共有された。お部屋さがしサポ ート事業の一つとして、高齢者や障がい者な どを対象に、不動産会社や現地建物内覧など に専門員が同行する寄り添い支援が始まって いる。この専門員の支援においても合理的配 慮や差別解消についてサポートや対応を求め られる場面がある。居住支援部会の議事録を 見ると、令和3年4月から1月末までで相談 件数188件、そのうち障がい者の相談は1 2%で20件ほどと思われる。

二つ目は今年度9月に開催されたこども部 会の協議である。お子さんの障がい特性など を学校、保育所、福祉事業所などに伝える場 面で、ご家族が先生などにうまく伝えられな い場合が多々あり、お子さん、ご家族、先生 それぞれが困ってしまうという課題があると の共有があった。これは、親御さんがうまく 伝えられないという課題だけでなく、相談の 受け手である先生側のキャッチの仕方、理解 の度合いなども様々とのことで、双方の要因 でコミュニケーションがうまくいかないこと があるようだ。特にペアレントメンターの受 けている相談では、そうした悩みを抱えてい る親御さんの相談が多いとのこと。解決策と しては、自身で相談することが難しい障がい 者に寄り添い、相談内容を代弁、サポートす る人がいると良いとのことであった。その一 例として、滋賀県の地域アドボケーターの取 組みについて情報提供をいただいた。地域ア ドボケーターは自身で相談することが難しい 障がい者に寄り添い、相談内容を代弁、サポ ートする人で滋賀県独自の取組みである。そ

の役割として、障害者差別解消相談員につな ぐこと、差別解消のために関係機関との連携 を深めること、差別解消に係る県民の認識お よび理解の深化に努めること、これらの業務 に関連することについても行うとされている。 こうした各部会の協議内容を踏まえて、権 利擁護部会の皆様へアンケートをお願いした い。法改正の施行に向けて、また部会の協議 内容を踏まえて、合理的配慮についての現状 や今後に向けたご意見を伺うアンケートとな っている。委員の皆様はいろいろなお立場の 方がいらっしゃるので、その中で気づいた現 状の課題や良い事例などをご回答いただきた い。具体例としては、障がい種別により、見 えにくい・伝えにくいなどサポートが必要な 状況があると思う。大人になってわかった発 達障がいの方で、語彙も豊富で会話に支障は ないが、うまく伝えられなくて支援が必要と いうお話を聞いたことがある。また、雇用に ついて、すでに合理的配慮の提供が義務化さ れているが、障がい特性の整理や申し出のサ ポートを就労支援機関やハローワークでは経 験されているかと思う。うまくいったこと・ うまくいかなかったことの両面を共有してい ただければと思う。権利擁護関連としては、 成年後見人や地域権利擁護事業の支援員など は、本人が伝えられないときの合理的配慮に ついて調整していく場面もあるかと思う。本 人が合理的配慮について言えない、不当な差 別に気づくことができない中、不利益な状況 に置かれているところを発見することもある と思う。そのような時にどのような対応をし ているかなどについてもアンケートにご回答 いただきたい。家族会、相談員、福祉支援者 など様々な立場で、合理的配慮や差別につい て相談を受けたり、介入が必要になることが あると思うので、そのあたりの情報提供もお 願いしたい。また、意思決定支援という視点 からも、合理的配慮の提供プロセスや相談体 制の課題などについてもご意見いただければ と思う。このように皆様が日頃感じているこ とや取り組んでいることを教えていただけれ ばと思う。アンケートの回答内容は、今後の 権利擁護部会や足立区地域自立支援協議会の 協議に活用していく。

○山本部会長

ただいまの説明について、ご質問やご意見 はありますか。

一つ目の議事でもたくさんご意見いただき、 行政から事業所へ伝えてもらう、行政の中で 新たな取り組みにつなげてもらうという形になっていく。ご協力いただくアンケートについても、障がい特性によっていろいろなパターンの支援の中で、この場面はこうだった、こんなツールがあると良いなどご意見をいただければと思う。

○佐藤委員

法改正により事業者の合理的配慮の提供が 義務化されることに向けてのアンケートとい うことで、行政の対応というより事業者の対 応についての回答で良いのか。

○和田係長

事業者の合理的配慮の提供が義務化される ということもあるが、相談体制をしっかりし ていくことや事例を集積することは自治体の 努力義務とされている。そのような目的も含 めているので、回答内容については事業者に 限らず行政の関係でも良い。

○田中委員

アンケートの提出方法について、メールまたはファックスで提出とあるが、メールで送る際の書式はいただけるか。

○和田係長

書式をお送りするので、メールで提出をご 希望の方は記載のアドレスにメールをいただ きたい。また、メールもファックスも難しい 方は郵送など他の手段も検討するのでご連絡 ください。

○山﨑委員

障害者総合支援法の見直しもあったが、そ の内容も含めてアンケートを記入して良いか。

○和田係長

障害者総合支援法も含め、様々な視点から ご意見いただきたい。

3 事務連絡

○小田切事務局員

また、今年度行った2回分の部会の内容を 踏まえた報告書を事務局と山本部会長で作成 し、来年に開催されるの足立区地域自立支援 協議会の本会議で報告させていただく。

以上